



秋田県公報

目 次

ページ

条 例

○市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する
条例(八〇・分権改革推進室)……………2

この号で公布された
条例のあらまし

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
(秋田県条例第八〇号)

1 障害者自立支援法(平成一七年法律第一二三号)第二十九条第
一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定等の事務
を中核市において処理することができることとした。(別表第
一二関係)

2 その他

(一) この条例は、平成一八年一〇月一日から施行することとし
た。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとし
た。

条 例

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十二中「市町村（」の下に「第六号から第八号までに掲げる事務にあつては、」を加える。

附 則

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第三条の権限移譲対象事務となる事務に係る同条例第十二条の規定による協議又は告示その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、同条第一項の規定による協議は、同項の規定にかかわらず、当該権限移譲対象事務となる事務に係る一の別表ごとに行うことができる。

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matshbaransu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄